

REPORT

信用保証レポート
Vol.108
令和5年11月号

◆掲載内容◆

- ・川崎市中小企業融資制度 伴走支援型経営改善資金の保証料補助終了について
- ・令和5年上期(令和5年11月末提出期限)の「業況報告書」提出に関するお願い
- ・経営者保証を必要としない信用保証制度のご案内
- ・新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号について
- ・ALPS処理水の処分に伴う経営・輸出等の対策に関する特別相談窓口についてのお知らせ
- ・保証事務説明会の開催について
- ・「信用保証の手引き」改訂について
- ・「第19回かながわ企業支援ネットワーク会議」の開催について
- ・信用保証書の電子交付について
- ・Q&A 代位弁済に関すること
- ・業務概況、各区分別保証状況(令和5年9月末)
- ・『起業家向け無料相談』窓口について
- ・事務所のご案内

表紙 川崎市観光写真コンクール入賞作品
【ダイヤモンド富士】原 裕延
(川崎市川崎区/東扇島西公園)

 川崎市信用保証協会

川崎市信用保証協会は、 及び川崎ブレイブサンダースを応援しています

川崎市中小企業融資制度 伴走支援型経営改善資金の保証料補助終了について

川崎市中小企業融資制度の伴走支援型経営改善資金は、令和6年1月31日までに融資実行された融資が保証料補助の対象となります。ご利用の際は余裕を持った申込をお願いいたします。ご不明な点がございましたらお気軽にお問合せください。

【お問合せ先】 企業支援課 044-211-0501
北支所企業支援課 044-850-0055

令和5年上期（令和5年11月末提出期限）の「業況報告書」提出に関するお願い

取扱金融機関によるモニタリングが規定されている保証制度の令和5年上期モニタリング報告分について、令和5年10月に「業況報告書」対象顧客を一覧表示した報告用データをEメールで送信しましたので、必要項目をすべて入力の上でご報告いただきますようお願いいたします。

また、詳細については信用保証の手引きに記載しております。ご不明な点がございましたらお気軽にお問合せください。

モニタリング報告が必要となる保証制度

- (1) 経営安定関連保証4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る）
- (2) 経営安定関連保証5号（平成30年3月31日以前に保証申込受付したもの）
- (3) 東日本大震災復興緊急保証制度
- (4) 危機関連保証制度
- (5) 新型コロナウイルス感染症対応資金

【お問合せ先】 経営支援推進課 044-211-0504

経営者保証を必要としない信用保証制度のご案内

創業期の中小企業者の積極的な事業展開を推進するために、経営者保証を不要とする新たな信用保証制度として「スタートアップ創出促進保証制度」を取扱いしております。なお、本制度は創業者と創業後5年未満の中小企業者が対象となります。

また、川崎市中小企業融資制度「スタートアップ創出促進資金」を利用した場合、川崎市からの保証料補助（1/2）が受けられ信用保証料率が年0.5%となるメリットがありますので、ぜひご利用ください。

詳細等につきましてはお気軽にお問合せください。

【お問合せ先】 企業支援課 044-211-0501
北支所企業支援課 044-850-0055

新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号について

新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号は、令和5年10月1日以降の認定申請分から、用途が借換に限定されました。ただし、借換時に追加融資資金を加えることは可能です。

ご不明な点がございましたらお気軽にお問合せください。

【お問合せ先】	企業支援課	044-211-0501
	北支所企業支援課	044-850-0055

ALPS処理水の処分に伴う経営・輸出等の対策に関する特別相談窓口についてのお知らせ

当協会は、ALPS処理水の処分に伴い、経営上の困難が生じている中小企業者のみなさまを支援するため、相談窓口を開設しておりますので、お気軽にご相談ください。（土日祝日を除く）。

相談窓口開設時間

平日 (土日祝日を除く)	午前9時から午後5時15分まで	
	【お問合せ先】 企業支援課	044-211-0501
	北支所企業支援課	044-850-0055

保証事務説明会の開催について

当協会では金融機関の皆様へ、保証利用に関する手続きや各種保証制度の特長をご案内するための「保証事務説明会」を開催しております。

説明会を通じて、金融機関と協会の担当者同士が「顔の見える関係」を築き、保証利用における疑問点等を解消していただくことで、金融機関の皆様とより一層連携を深め、中小企業者の支援に取り組みたいと考えております。



【最近の開催実績】

8月21日	川崎信用金庫 大島支店
9月13日	川崎信用金庫 住吉支店

開催方法、開催内容等について柔軟に対応いたしますので、お気軽にお問合せください。

【お問合せ先】	企業支援課	044-211-0501
	北支所企業支援課	044-850-0055

「信用保証の手引き」改訂について

「信用保証の手引き」（令和5年10月改訂版）を作成しました。「信用保証の手引き」は、円滑な事務手続きの一助となるよう作成しており、保証申込から代位弁済までの事務手続き等を簡潔に解説しております。

金融機関の各支店へ送付しておりますが、HPの金融機関専用ページに掲載しておりますのでご活用ください。



【お問合せ先】 経営支援推進課 044-211-0504

「第19回かながわ企業支援ネットワーク会議」の開催について

令和5年10月11日（水）に、ステーションコンファレンス川崎（Room A・B・C）において「第19回かながわ企業支援ネットワーク会議」を開催しました。

かながわ企業支援ネットワークは、経営支援・再生支援への取組みをより円滑かつ効果的に推進するため、中小企業・小規模事業者を支援する関係機関の連携強化を目的に設立されたもので、かながわ企業支援ネットワーク会議は、神奈川県信用保証協会、横浜市信用保証協会、川崎市信用保証協会、神奈川県中小企業活性化協議会が事務局となり、運営しています。

今回は47機関68名の方にご出席いただきました。



信用保証書の電子交付について

当協会では、令和3年5月からインターネット上で電子署名を付与した電子保証書を金融機関に交付する、信用保証書の電子交付サービスを行っています。電子化することにより、紙媒体による交付に比べ、保証決定後の迅速な融資実行が可能となります。

令和5年9月1日に阿波銀行、10月20日にりそな銀行で開始したことにより、あわせて22金融機関に信用保証書の電子交付を行っています。

詳細や導入の検討につきましてはお気軽にお問合せください。

【お問合せ先】 総務企画課 044-211-0503

Q&A 代位弁済に関すること

Q.代位弁済請求書の添付書類を教えてください。

A.代位弁済請求時に添付する書類は令和5年10月発行の信用保証の手引き 89頁を参照ください。

Q.代位弁済時の書類の引渡しについて留意点はありますか。

A.代位弁済決定後、債権書類の原本を移管する必要があります。ただし、プロパー債権等があり原本の引渡しができない場合は、書類の写しに『原本の写しに相違ない』旨を奥書し、金融機関名、支店長名を記名した上で、支店長印を押印、割印をしたものをご提出ください。また、他協会保証付債権がある場合は、原則として最も遅く代位弁済を行う信用保証協会（代位弁済日が同日の場合は、代位弁済金額が大きい信用保証協会）に移管してください。なお、原本証明をした書類を移管する場合は、当協会様式第26号「債権書類の移管について」に必要事項を記入の上、併せてご提出ください。

	債権書類原本の保管先		
	金融機関	川崎市信用保証協会	他信用保証協会
川崎市信用保証協会付債権のみがある場合		○	
プロパー債権、川崎市信用保証協会付債権がある場合	○	※	
プロパー債権、川崎市信用保証協会付債権、他協会付債権がある場合	○	※	
川崎市信用保証協会付債権、他協会付債権がある場合（代位弁済予定日が異なる場合）		最も遅く代位弁済を行う信用保証協会に原本を移管してください。 ※	
川崎市信用保証協会付債権、他協会付債権がある場合（代位弁済予定日が同日である場合）		代位弁済金額が大きい信用保証協会に原本を移管してください。 ※	

※代位弁済請求する債権の契約に係る書類（金銭消費貸借契約証書、変更契約証書、信用保証証書、変更保証書等）の原本は各信用保証協会へ移管してください。

単位:千円、%

	令和5年度累計		
	件数	金額	前年比
保証承諾	1,541	22,893,857	150.2
保証債務残高	16,267	191,755,942	93.6
代位弁済	99	1,302,046	121.9
回収	-	226,817	100.5

【保証承諾】

令和5年度保証承諾累計は、1,541件(128.2%)、22,893,857千円(150.2%)で、前年同月末と比べ、件数で339件、金額で7,653,928千円増加しました。

・業種別

保証承諾額は、不動産業を除き、すべての業種で前年同月末を上回りました。

・制度別

伴走支援型資金【市制度】(284.0%)の保証承諾額は、前年同月末を大きく上回りました。

【保証債務残高】

保証債務残高は、16,267件(99.1%)、191,755,942千円(93.6%)で、前年同月末と比べ、件数で153件、金額で13,075,033千円減少しました。

【代位弁済】

令和5年度代位弁済累計は、99件(139.4%)、1,302,046千円(121.9%)で、前年同月末と比べ、件数で28件、金額で234,193千円増加しました。

【回収】

令和5年度回収累計は、226,816,879円(100.5%)で、前年同月末と比べ、1,059,900円増加しました。

各区分別保証状況（令和5年9月末）

1. 業種別保証承諾状況

単位:千円、%

	令和4年度9月末			令和5年度9月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
製造業	129	2,328,252	117.8	169	3,462,766	148.7
卸売業	93	1,952,230	68.9	128	2,462,730	126.1
小売業	216	2,287,170	78.4	250	2,925,539	127.9
建設業	367	4,326,891	74.0	540	8,053,070	186.1
サービス業	271	2,495,836	64.8	318	3,798,310	152.2
不動産業	76	1,146,740	114.9	75	1,146,682	100.0
その他の産業	50	702,810	78.6	61	1,044,760	148.7
合計	1,202	15,239,929	78.9	1,541	22,893,857	150.2

2. 業種別代位弁済状況

単位:千円、%

	令和4年度9月末			令和5年度9月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
製造業	8	125,359	235.2	8	199,343	159.0
卸売業	11	217,646	559.0	12	261,986	120.4
小売業	15	230,873	302.6	15	138,412	60.0
建設業	19	256,438	118.0	32	409,395	159.6
サービス業	10	100,567	165.7	26	229,723	228.4
不動産業	1	352	-	0	0	0.0
その他の産業	7	136,618	731.8	6	63,186	46.3
合計	71	1,067,853	229.5	99	1,302,046	121.9

3. 制度別保証承諾状況

単位:千円、%

	令和4年度9月末			令和5年度9月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
川崎市制度	1,094	12,741,939	71.2	1,422	20,130,615	158.0
内、コロナ対応資金	0	0	0.0	0	0	-
内、伴走支援型資金	218	3,900,892	275.3	483	11,078,952	284.0
内、振興資金	132	2,701,830	188.1	125	2,883,460	106.7
内、小規模	167	1,328,930	128.1	165	1,282,340	96.5
内、経営安定資金	119	2,707,100	63.2	76	2,142,029	79.1
内、経安不況	23	665,000	61.0	5	213,000	32.0
内、経安借換	51	1,605,500	118.4	69	1,879,029	117.0
内、経安借条変	4	29,600	38.9	0	0	0.0
内、危機対策	0	0	0.0	0	0	-
内、経安災害特例	41	407,000	180.8	2	50,000	12.3
内、経安激甚対策	0	0	-	0	0	-
内、経安災害コロナ	0	0	0.0	0	0	-
内、危機対策コロナ	0	0	0.0	0	0	-
内、創業	108	548,100	99.3	127	756,900	138.1
内、SSS	-	-	-	0	0	-
内、小規模零細	348	1,434,251	98.1	445	1,960,042	136.7
内、ABL	0	0	-	0	0	-
内、事業承継	2	120,836	128.0	1	26,892	22.3
内、その他	0	0	-	0	0	-
協会制度	78	1,723,590	216.8	85	1,927,482	111.8
内、伴走支援型資金	7	191,200	75.6	3	57,000	29.8
内、創業	0	0	-	3	28,100	-
内、SSS	-	-	-	1	20,000	-
協会一般保証	30	774,400	123.1	34	835,760	107.9
合 計	1,202	15,239,929	78.9	1,541	22,893,857	150.2

4. 制度別代位弁済状況

単位:千円、%

	令和4年度9月末			令和5年度9月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
川崎市制度	65	1,041,683	252.3	86	1,135,822	109.0
内、コロナ対応資金	17	281,202	313.8	29	345,517	122.9
内、伴走支援型資金	1	10,010	-	4	67,042	669.7
内、振興資金	4	65,030	2306.0	2	47,191	72.6
内、小規模	4	21,918	60.7	7	79,810	364.1
内、経営安定資金	22	541,258	230.4	18	384,700	71.1
内、経安不況	5	49,682	29.1	7	102,406	206.1
内、経安借換	8	242,041	428.0	7	128,375	53.0
内、経安借条変	1	39,979	-	0	0	0.0
内、危機対策	1	17,028	-	1	2,584	15.2
内、経安災害特例	0	0	-	0	0	-
内、経安激甚対策	1	41,798	-	0	0	0.0
内、経安災害コロナ	2	50,468	642.3	1	4,274	8.5
内、危機対策コロナ	2	40,756	-	2	147,061	360.8
内、創業	5	15,336	349.2	7	28,417	185.3
内、SSS	-	-	-	0	0	-
内、小規模零細	6	21,327	50.9	14	45,093	211.4
内、ABL	0	0	-	0	0	-
内、事業承継	0	0	-	0	0	-
内、その他	6	85,602	2662.6	5	138,052	161.3
協会制度	3	7,803	16.2	11	155,422	1991.8
内、伴走支援型資金	0	0	-	0	0	-
内、創業	0	0	-	0	0	-
内、SSS	-	-	-	0	0	-
協会一般保証	3	18,368	462.2	2	10,802	58.8
合 計	71	1,067,853	229.5	99	1,302,046	121.9

保証制度のご紹介

今回は 川崎市中小企業融資制度の借換支援資金 をご紹介します。

こんな方におすすめです！

・借換により資金繰りの安定を図りたい方

保証内容は？

保証限度額：最大2億8,000万円

対象資金：運転資金

保証期間：10年以内（据置1年以内）

借換支援資金の保証残高が8,000万円以下の場合、川崎市の補助により信用保証料率が年0.45%～0.95%となります。詳細は企業支援課または北支所企業支援課にお問合せください。

『起業家向け無料相談』窓口について

川崎市信用保証協会は、川崎市男女共同参画センターと連携して、川崎市内で創業を希望する方のご相談に対応するため『起業家向け無料相談』窓口を設置しております。

対象	川崎市市内での創業希望者
相談日	平日
相談時間	9時00分～17時00分 (1回:45分)
相談員	川崎市信用保証協会職員
相談場所	次の3箇所からお選びいただけます。 ① 川崎市信用保証協会本所 ② 川崎市信用保証協会北支所 ③ 川崎市男女共同参画センター

お問合せ先
企業支援課 044-211-0501
北支所企業支援課 044-850-0055

未来を拓く川崎の企業をサポートする 事務所のご案内



※本所駐車場について
当協会本所には駐車場がございません。駐車場をご利用の場合は、川崎駅東口広場公共駐車場(アゼリア駐車場)をご利用の上、担当者に駐車券をご提示ください。



※無料シャトルバス(AM10:00～)について
乗り場: 溝の口駅北口バスターミナル
9番乗り場「KSP行き」
※北支所駐車場について
当協会北支所の駐車場はKSP地下駐車場をご利用の上、担当者に駐車券をご提示ください。

信用保証を利用する皆さまへ

暴力団等の反社会的勢力とは取引いたしません！

川崎市信用保証協会は、反社会的勢力に関わる企業等は信用保証の対象としておらず、反社会的勢力とは一切の関係を遮断します

※反社会的勢力とは

- ・暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等
- ・暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ・暴力団等と密接な関係を有する者(いわゆる共生者、密接交際者)
- ・自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う者

川崎市信用保証協会「信用保証レポート」
通巻第108号 令和5年11月1日発行(奇数月発行)
発行者 川崎市川崎区日進町1番地66
川崎市信用保証協会

